# 全日本トラック協会における 緊急輸送の取り組みについて

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部

### 1 はじめに

トラック輸送は、くらしと経済を支える「ライフライン=命綱」であり、自然災害などの際にも重要な役割を果たしています。

緊急支援物資輸送は、自然災害発生時に、水や食料など被災地における物資の需要に緊急に対応するために行われるものです。そのため、必要な物や量、送る場所などを事前に予測し準備することが困難です。また、中小企業が99%を占めるトラック運送業界では、少子高齢化などによる若年ドライバー不足が深刻化し、ドライバーやトラックを日々やりくりしながら業務を行っているため、緊急時に突然の輸送要請に応えられるトラックを手配することは決して容易なことではありません。

しかしながら、被災地への物資は迅速に届けることが求められることから、全日本トラック協会(全ト協)では、自然災害などの緊急時には、各都道府県トラック協会や関係行政機関と連携し、輸送を担当する指定公共機関や全国のトラック会員事業者と連絡調整を図り、可及的速やかに、輸送の手配や情報共有等を行い、被災地からの要請に応えるよう緊急支援物資輸送を優先的かつ迅速に行っています。

全ト協は、平成26年8月、東日本大震災の経験や首都直下地震等の被害想定を踏まえ、今後の官民が一体となった取組の強化を図るとともに、より広域な緊急支援物資輸送を行う際の司令塔としての役割を担うため、災害対策基本法に基づく指定公共機関として指定を受けました。

また、各都道府県トラック協会と各都道府 県自治体との間では、災害時における緊急支 援物資の輸送に関する協定を結んでおり、平 成27年12月沖縄県の協定締結により全47都 道府県で協定締結が完了しました。これによ り全国での緊急支援物資の輸送体制が整備さ れました。

### 2 大規模災害時における 緊急支援物資輸送

図3のとおり、プッシュ型支援による緊急 物資輸送は、内閣府による要請に基づき、関 係省庁が食料や飲料水、生活用品等の物資を



図1 全日本トラック総合会館(東京都新宿区四谷)

調達します。調達先であるメーカー等が輸送 するためのトラックを手配することが原則で すが、災害時には自ら手配することが困難と なります。そこで、メーカーや工場が自ら車 両手配ができない場合には、調達関係省庁か ら内閣府を通じ国土交通省へ輸送の要請がな され、国土交通省から全ト協へ車両の手配依 頼がされます。全ト協では、輸送を担当する



図2 熊本地震における緊急支援物資を運ぶトラック

指定公共機関である日本通運、福山通運、佐 川急便、ヤマト運輸、西濃運輸の5社を中心に、 全国のトラック協会会員事業者に対しトラッ クの手配を要請し、トラック業界全体を挙げ て緊急支援物資輸送業務を行います。

またプッシュ型支援による輸送以外にも、被災地外から自治体間の応援協定に基づく緊急支援物資の提供も行われ、各都道府県トラック協会がトラックの手配業務を担っています。その他、民間企業・団体による支援に基づく物資の提供など大規模災害時には様々な方面から被災地へ物的支援がされます。

### 3 トラック協会における 緊急支援物資輸送の実績

全ト協がかかわった緊急輸送の実績は平成 7年以降、大規模な災害が起こった際に輸送 を行っており、東日本大震災では、国からの

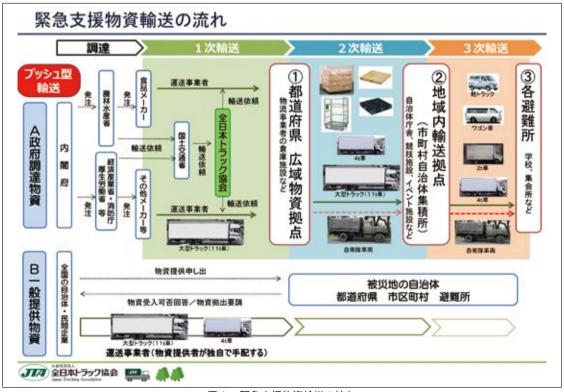


図3 緊急支援物資輸送の流れ

#### 災害時の取り組み -緊急輸送の実績-主な緊急輸送の実績 〇東日本大震災 (平成23年) における緊急輸送 トラック車両数 食料品 飲料水 毛布 世事名 発生年月 輸送物資等 版神·淡路大震災 平成7年1月 食料品、日用品、毛布など 約1万600台 1,898万食 460万本 46万枚 「ナホトカ号」重油流出事故 平成9年1月 重油回収用ドラム布など 東日本集中豪雨 平成10年8月 日用品、毛布など 宮城県 HAR MMS. 有珠山火山活動 平成12年3月 食料品、日用品など、 2,032地点 538 15 793 646 40 三宝島火山活動 平成12年6月 簡易トイレ、カーベットなど ※国の1,925台分の輸送失 東海地区泰剛 食料品、日用品、毛布など 平成12年9月 〇平成28年期本地震における緊急輸送 宫城県北部連絡地震 平成15年7月 食料品、日用品、毛布など トラック車両数 搬送物资 系布 日用品など 十勝沖地震 平成15年9月 製油所火災消火劑 約1,270台 食料品、飲料水、毛布、簡易トイレ等 新湿息中越地震 平成16年10月 食料品、毛布など 新国岛中越冲地雷 平成19年7月 食料品、毛布など 〇平成30年7月豪雨における緊急輸送 東日本大震災 平成23年3月 食料品、日用品、毛布など トラック車両数 搬送物資 九州北部豪雨 平成24年7月 食料品、毛布、土のうなど 266台 食料品、飲料水、ダンボールベッド 等 広島土砂災害 平成26年8月 毛布、マット、土のうなど 器 67位。 郵道府員:199位 関東・東北泰面 平成27年9月 食料品、毛布など 〇平成30年北海道胆振東部地震における緊急輸送 平成28年熊本地震 平成28年4月 食料品、毛布など トラック車両数 搬送物資 平成30年7月臺西 食料品、日用品、土のうなど 平成30年7月 43台 食料品、飲料水、ダンボールベッド 等 第 96、 都進段集 34世 平成30年北海道即長東部治震 平成30年9月 食料品、飲料水、電池など **JI**A 全日本トラック協会 商品

図4 全ト協における緊急輸送の実績

要請に基づく緊急物資輸送は1,925 台、各都道府県トラック協会が地元の都道府県や市町の自治体からの要請で行ったものは8,702 台となっており、食料品や飲料水、毛布等多様な物資を被災地の2,302 地点に運びました。

また、平成28年熊本地震の際には政府が初めてプッシュ型支援による緊急物資輸送を行い、全ト協では国からの要請により230台を手配、各都道府県トラック協会においては1,040台のトラックが輸送を担いました。

平成30年7月豪雨災害では、国からの要請により67台、各都道府県トラック協会では199台により輸送を行いました。この時は、夏の暑い時期であったことから、主に避難所における熱中症対策のためスポットクーラーの輸送を行いました。

### 4 過去の災害における諸課題

平成 28 年熊本地震以降の大規模災害発生時 において行われた国のプッシュ型支援による 緊急物資輸送は一定の評価を受けています。 特に初めてプッシュ型支援が行われた平成28 年熊本地震の際は、被災地において物資が不 足した際に国主導で飲料水や食料が被災地に 届けられたことで、避難者の不安を取り除く 重要な役割を果たしました。

しかしながら、被災地に届ける過程で、物 資拠点に物資が集中したため、荷捌きができ ず、支援物資の受取り・搬出拠点における当 該支援物資の滞留により、最終的な供給先と なる避難所などに支援物資が届かないという 問題が発生しました。

#### ①物資の滞留による被災地の混乱

物資拠点は各自治体が事前に指定した公共施設や民間物流倉庫が利用されます。また拠点の運営は都道府県や市区町村自治体の職員が担うこととされています。平成28年熊本地震では、当初指定された施設が被災し利用できなかったため、自治体庁舎ロビーに物資を搬入したり、陸上競技場を拠点として使用

するなどにより対応しました。いずれの施設 も物流拠点としての機能がないため、例えば ダンボール箱を1つ1つ手作業で荷下ろいしたり、物流の知識を持ち合わせていない自治 体職員が作業を行ったため、出入り口からな 体職員が作業を行ったため、出入り口からなったり、不規則に荷物を置いたといれができないたの出し入れができなたために一ズに合った物資の出し入れが円滑にでいるなど、物資の出し入れが円滑にでいるなど、物資の出し入れが円滑に行えず物資が滞留しました。平成30年7月家どもあり物資で満杯になり、避難者の手元に物資が届かない等の混乱が生じました。

このような混乱を回避するため、民間物流 事業者との協定に基づき、物流のプロに物資 拠点の運営を委託する、あるいは物流のプロ のアドバイスに基づき自治体職員が運営を行 うなど、民間との連携の重要性が注目されて います。

全ト協では、平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨の際には職員を内閣府へ派遣し、プッシュ型支援による緊急物資輸送が円滑に行えるよう助言を行いました。また、同様に被災地のトラック協会においても、県の災害対策本部や物資拠点に職員や運送事業者社員を派遣しました。今後の災害対応では、このような動きが重要な役割を果たすこととなります。



図5 緊急支援物資輸送の搬入状況 (熊本県民総合運動公園・陸上競技場)

#### ②情報の共有

もう1つの課題として、災害時における様々な情報の収集、共有方法の課題があります。

緊急支援物資をトラックで輸送するためには、どの道路が通行できて、どの道路が通行 止めとなっているか、最新の道路情報が必要 です。被災地であれば道路の崩壊や浸水など による被害状況の把握が必要ですし、被災地 へ向かう道路も交通集中などによる渋滞が発 生する等、最新情報の入手が重要です。

また、道路情報の他に物資拠点や避難所の情報も重要です。どこにあるのか、その拠点には大型トラックが入れるのか、拠点で荷捌きするための設備があるのか、その施設がどのくらいの物資を受け入れる容量があるのか、物資を運び入れるための情報や施設そのものの固有情報が必要です。

さらには、物資の情報も重要です。手配された物資が、いつ、どのくらいの量の物資が拠点に到着するのか、物資の在庫情報や進捗情報が求められます。在庫管理ができなければ、あちらこちらから必要以上の物資が集中し無駄が生じたり、過剰な物資が円滑な物資輸送の障害になり、被災地の行政機能をマヒさせる恐れもあります。

内閣府では「災害情報ハブ推進チーム」に おいてSIP4Dという災害時に必要な情報 を集約し利用できる仕組みづくりが進められ



図 6 東日本大震災時の岩手県物資拠点の状況 (岩手産業文化センター)

ているほか、都道府県や市町村自治体関係者向けの「物資調達・輸送調整等支援システム」の開発が進められるなど、今後、トラック協会や民間物流事業者など関係者が、災害対応に有効となり得る情報が一元化され、適宜利用できる環境整備が図られることに期待しています。

### 5 全日本トラック協会における取り組み

#### ①災害物流専門家の育成

全ト協では、大規模災害時におけるトラック業界としての役割や期待に対しどのように応えるか、協会内に「災害物流専門家育成プログラム策定ワーキング」を設置し、検討を開始しました。策定ワーキングでは、災害支援物資の円滑な流通を支援するため、大規模災害時における物流のプロとして「災害物流専門家」を位置づけ、国や自治体などへ派遣する物流のプロの育成方法を検討します。都

道府県や市区町村に設置される「災害対策本部」におけるアドバイザーや、物資拠点における荷物の荷下ろし、積み込みなどを行う作業要員、物資の在庫管理を行う要員など、役割ごとに必要な人材の育成、研修カリキュラムを令和元年度に策定し、令和2年度以降に研修を実施する予定です。トラック業界として、災害時に求められる各方面からの期待に沿えられるよう環境整備に積極的に取り組んでまいります。

### ②緊急支援物資輸送車両への燃料供給体制の 整備

東日本大震災では、津波被害による給油所の閉鎖や大規模な停電、高速道路、幹線道路の通行止め等様々な要因が重なり、ガソリンや軽油等の燃料が不足しました。この時には緊急支援物資を輸送するトラックへの燃料の確保も非常に問題になりました。全ト協では、トラック協会の会員事業者における自家用燃

## 災害物流専門家ワーキンググループ設置背景及び概要

#### 1. 設置の背景

大規模災害発生時における緊急支援物資輸送に関し、支援物資の受取り・搬出拠点における当該支援 物資の滞留により、最終的な供給先となる避難所などに支援物資が円滑に流通できないことが過去の災 害において課題とされている。

こうした状況に鑑み、全日本トラック協会交通対策委員会において、トラック協会職員及び会員事業者を 対象に、災害支援物資の円滑な流通を支援するため、支援物資の仕分け管理などに特化した「災害物流 専門家」の育成方法等を検討することが決定された。

#### 2. 検討内容

全日本トラック協会「交通対策小委員会」の下に、過去の災害対応経験者等で構成する「ワーキンググループ」を設置し、以下の項目について審議、検討する。

- ①関係自治体との災害協定等により、運送事業者もしくは各都道府県トラック協会等から派遣しようとする「災害物流専門家」としての役割、業務等を整理し、明確化する。
- ②上記①の役割、業務を担うトラック運送事業者及びトラック協会事務局職員等の「災害物流専門家」に対するより効果的な育成プログラム、育成手法、テキスト等を検討し、作成する。
- ③関係自治体等との情報共有のあり方、情報発信のあり方について検討する。

また、必要に応じ、過去の被災地等における関係自治体における災害物資輸送等に係る課題等のヒアリング等を実施する。



図7 災害物流専門家ワーキンググループ設置背景及び概要

### 災害時の取り組み -燃料供給体制の整備-緊急支援物資輸送を行うトラック運送事業者が、必要な燃料を確保できるよう緊急時の給油施設の確 保とその運用について定めた大規模災害発生時における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱を定 め(平成25年度)、「大規模災害時における緊急給油ネットワーク」の整備を開始 全ト協独自の環境整備 緊急輸送車両への緊急給油ネットワーク 緊急物資輸送車両への 燃料供給を条件 助成金を活用した 自家用燃料供給 施設の整備 早時は自家用スタンド として利用 大規模災害の発生 街中のスタンドが 機能しない場合 緊急物資輸送車両 \燃料供給 令和元年8月現在 675か所を指定 3777 全日本トラック協会 ■ ▲ 図 8 災害発生時における燃料供給体制の整備

料給油施設整備への助成事業を実施し、災害 時に助成事業により整備された給油施設を活 用し、緊急支援物資を輸送するトラックへ優 先的に燃料を給油する体制を整備しており、 令和元年8月現在、全国で675か所を指定し、 万が一に備えています。

#### ③国、自治体、関係機関との連携強化

いざ災害が起こった時に機動性をもって対 応ができるよう、全ト協では、内閣府、国土 交通省、農林水産省、経済産業省、防衛省・ 自衛隊等の関係行政機関と顔の見える関係づ くりに努めています。具体的には、各行政機 関が開催する訓練や研修会への参加や定期的 な情報交換などを行っています。担当者同士 で携帯電話番号を共有するなど、災害時にい つでも連絡・相談できる体制を構築していま す。また、各都道府県トラック協会においても、 都道府県や市区町村が主催する防災訓練に参 加し、関係づくりを進めています。

### おわりに

過去の災害を見ても、1つとして同じ規模 や状況の災害はなく、1つ1つの災害に対し その場その場の臨機応変な対応が必要です。 全ト協では有事の際に機動的に対応できる人 材の育成を図るとともに、トラック業界全体 で社会的使命を果たすために今後も引き続き 様々な取り組みを進めます。特に、日頃から 関係者間での緊密な連携を図り、緊急支援物 資輸送の体制強化に努めてまいります。

